

平成30年度 三朝町社会福祉協議会事業計画

〔1〕基本方針

適正な組織・事業運営と財務管理を図るとともに、地域福祉推進の中核的役割を担う社会福祉法人として、町をはじめ関係機関等との連携を強化しながら「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進して、町民のみなさんに信頼される社協を目指します。

地域の支援体制強化を図るため、昨年度から従来の福祉委員制度に変えて集落福祉連絡会を推進していますが広報啓発活動にとどまっている現状であり、今後、集落サロンの開催など具体的な活動の実践に向けて取り組みを推進していきます。また、権利擁護や生活困窮等の問題を抱える要支援者に対しては、ニーズの早期発見と適切な個別支援を図ることで、住み慣れた地域での生活の維持継続を促進します。

一方財政面では、安定した事業運営に向けた町との協議により補助金及び受託金の見直しで法人運営・地域福祉事業における財源確保が促進されました。しかし、社協全体では依然厳しい財政状況にあり、引き続き財政の建て直しに取り組みます。介護サービス部門の利用者減少に歯止めをかけるべく、サービスの向上と事業所のPRに努め利用者の確保を図ります。併せて、事業全般を効率的・効果的に展開していくために、福祉情勢や社協の現状について職員の共通理解・知識を深めるための研修の強化、また、係長会や係ミーティングの充実による課題や情報の共有と対応策の検討などに積極的に取り組み、人材育成と組織力の強化に努めます。

〔2〕重点事項

1. 小地域福祉活動の取り組み強化
2. 相談支援活動の推進
3. 介護保険事業の健全経営

〔3〕実施計画

【総務係】

法令等を順守して、適正な社会福祉法人運営を図ります。

町をはじめ県、県社協からの受託事業の実施、また従来の福祉活動を充実して、地域支援及び個別支援による地域福祉活動の強化を図ります。

また、引き続き指定管理者として、公共施設としての町立福祉センターの適切な管理運営に努めます。

(1) 法人運営

- ①理事会・評議員会・監事会の開催
- ②人事・労務管理
- ③適正な会計事務、庶務全般
- ④会費、寄附金の収受

(2) 広報啓発活動の推進

- ①広報誌「福祉みささ」の発行（全戸配布）
- ②福祉座談会の開催…開催集落、内容の充実による参加者の拡大促進
町との連携による広報啓発活動の推進
- ③福祉まつりの開催…住民参加の促進
- ④福祉大会の開催
- ⑤ホームページの活用と充実

(3) 地域福祉活動の推進

- ①小地域ネットワークの充実
 - ◇集落福祉連絡会の推進…ニーズの発見と要支援者の見守り促進
 - ◇愛の輪運動の推進…一人暮らし後期高齢者への訪問員配置促進
関係者と連携した状況把握と運動の充実
 - ◇救急医療情報キットの配布・活用…広報の強化とキット配布の推進
 - ◇福祉関係者合同研修会の開催（年1回）
- ②高齢者の閉じこもり・介護予防、生きがいづくり事業の推進
 - ◇地区別高齢者交流会の開催（9地区、各地区月1回）
- ③生活支援コーディネーターの配置（町委託：介護予防・日常生活支援総合事業）
 - ◇サービスの開発、関係者のネットワークの構築を推進
 - ◇既存集落サロンの支援
- ④サロン事業の推進（町委託：介護予防・日常生活支援総合事業）
 - ◇地区別いきいき元気サロンの充実
 - ◇集落サロンの開催促進
- ⑤日常生活自立支援事業の推進（県社協委託）
- ⑥生活困窮者自立支援事業の推進（県委託）
 - ◇事業推進体制の充実とニーズ把握の強化…関係機関等との連携
- ⑦配食サービスの実施
 - ◇ボランティア配食サービス（週1回、昼食を配食）
- ⑧生活福祉資金の貸付
- ⑨福祉体験等の実施
 - ◇車イス体験・アイマスク体験・デイサービス交流
 - ◇夏休みボランティアスクールの開設（小学5・6年生、中学生）

⑩相談事業の推進

- ◇定例相談所の開設（月 1 回行政相談開設）
- ◇事務局での随時相談受付…相談員、関係機関と連携した問題解決の促進
- ◇相談員研修の実施

⑪福祉教育の推進…福祉教育推進校連絡会の開催

中学生トライワークへの協力

⑫福祉関係団体の支援

- ◇事務局を担当する福祉団体…老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会
知的障害者育成会、精神障害者家族会、遺族連合会

⑬祭壇・レクリエーション用具等の貸出事業

（４）ボランティアセンター事業

- ①ボランティア連絡協議会の開催
- ②ボランティア講座の開設
- ③介護支援ボランティア事業の推進（町委託）
 - ◇ボランティア・活動施設等の募集と連絡調整
- ④ボランティアコーディネーターの養成（県社協養成講座の受講）

（５）福祉センターの管理運営

指定管理者（平成30～32年度）として、適正な施設管理と利用促進を図ります。

（６）共同募金活動への協力（共同募金委員会）

【居宅介護支援係】

平成30年度介護保険法改正へ適切に対応した事業運営を図るとともに、関係機関等との連携を強化して、利用者、家族の立場に立って在宅生活を支援します。

（１）ケアプランの作成

- ①プラン作成目標 要介護 100 件/月 要支援・総合事業 20 件/月
- ②検討会等を充実し、利用者支援の強化に努める。

（２）町委託事業の推進

- ①訪問調査の実施
- ②介護予防プランの作成

【ホームヘルプ係】

身体介護サービス利用者の増員・確保を図り、事業経営の改善に努めます。

関係事業所等との連携を強化して、利用者の在宅生活支援を推進します。

(1) 訪問介護事業の実施

①利用者 28 人/月を目標に利用者の増員・確保に努める。

(2) 介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス）の実施

(3) 障害者居宅介護事業の実施

(4) 外出支援サービスの実施（町委託）

(5) 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業の実施（県補助）

【デイサービス 1 係】

サービスの充実強化による利用者満足度の向上と積極的な事業所 P R に努め、利用者の確保を図ります。

(1) 通所介護事業の実施

①機能訓練の充実・・・温泉病院 P T と連携したリハビリの提供

②生きがいつくりの促進・・・趣味活動、サークル活動の充実

③平均利用者 25 人/日を目指し利用者の確保に努める。

(2) 介護予防・生活支援サービスの実施

①通所型サービス

②運動器機能向上事業

(3) 配食サービス事業の実施

◇週 6 回、夕食を配達。生活支援と安否確認を実施。

①町委託配食サービス

②社協配食サービス

【デイサービス 2 係】

ニーズへの柔軟な対応に努め、利用者の社会参加を促進して利用者・家族の在宅生活を支援します。

(1) 障害者地域支援事業の実施（町委託）

①日中一時支援事業